

あなたの会社の会議室をスポーツジムに!



従業員や家族、地域住民等の健康づくりに取り組む企業等に、運動用具・運動機器の整備やインストラクターの派遣など支援を行います。

◆会社のメリット

企業が従業員・家族の健康に配慮することで、自社への愛着心や職場の満足度が向上します。

◆従業員・家族のメリット

「めんどうだから」「時間がとれない」ことなどを理由に、30～50代の方は、運動の取り組みが遅れがちです。身近な場所で、運動を楽しむことができます。

補助対象者

●健康づくりチャレンジ企業

積極的に従業員及び家族の健診受診促進等の健康づくりに取り組む企業として、県に登録した企業

●以下の中小事業者等で構成された福利厚生を行う法人



補助対象事業

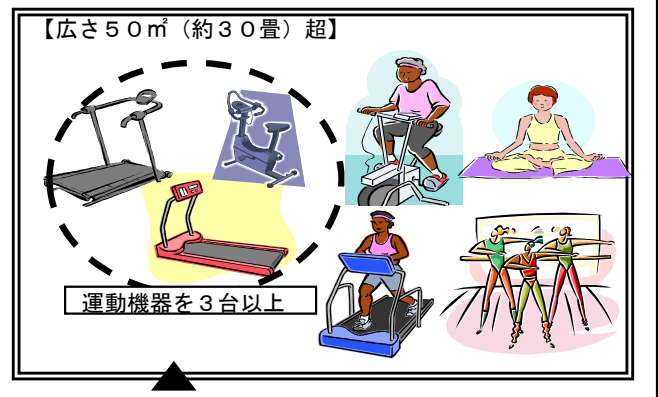
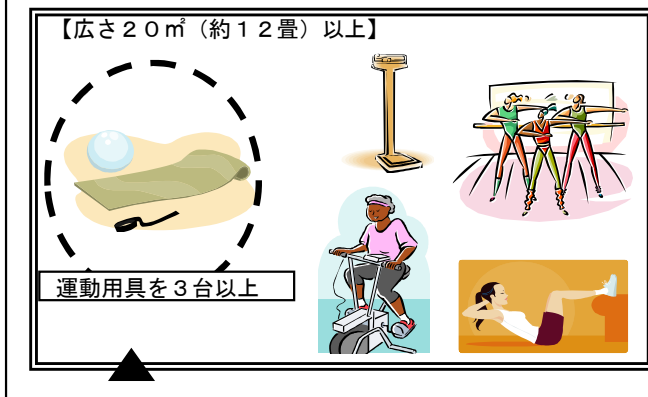
運動施設（運動ルーム等）の整備、運動機器等の購入

1 補助額

- ①運動スペースの面積が20㎡以上で、「運動用具」を3台以上設置する場合 最大150万円
- ②運動スペースの面積が50㎡超で、「運動機器」を3台以上設置する場合 最大250万円
(ただし、10万円以上の整備が対象。詳しくは下記までお問い合わせください。)

①体操・ストレッチスペース等を想定（最大1,500千円）

②運動施設を想定（最大2,500千円）



2 補助対象経費・・・裏面参照

3 事前相談（事業計画書類等提出）の受付期間

第1期 開始：平成26年6月23日（月）～終了：平成26年7月4日（金）

第2期 開始：平成26年10月27日（月）～終了：平成26年11月7日（金）

お問い合わせ先

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-362-9146 FAX 078-362-3913

E-mail: kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

健康づくりチャレンジ企業について: https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/challenge_kigyو.html

